

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 J R R - 3 原子炉施設に係る新規規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（213）
2. 日 時：令和2年8月28日（金）14時00分～15時10分
3. 場 所：
  - （1）原子力規制庁10階南会議室
  - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者：
  - （1）原子力規制庁  
原子力規制部 研究炉等審査部門  
上野管理官補佐、加藤安全審査官  
原子力規制部 原子力規制企画課 火災対策室  
守谷室長、阿部係長
  - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
研究炉加速器技術部 J R R - 3 管理課 担当者 他11名
5. 議事要旨
  - （1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、原子力科学研究所の原子炉施設（J R R - 3 原子炉施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）申請（その10）に関し、第348回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合（令和2年4月20日）で指摘のあったケーブル分離設備の実証試験の実施状況について、資料1に基づき説明があった。
  - （2）上記（1）の説明に対し、同指摘の趣旨を踏まえ、原子力規制庁から主に以下の事項について次回審査会合で説明することを求め、原子力機構から了解した旨回答があった。
    - 標準加熱曲線を用いた加熱試験は、いかなる種類の可燃物及び量が発火した場合を想定したものであり、今回説明のあったケーブルダクト室の可燃物及び量を限定した火災等価時間とは想定が異なるため、再検討すること。
  - （3）原子力機構から、原子力科学研究所の原子炉施設（J R R - 3 原子炉施設）の設工認申請（その13）に関し、内部火災影響評価について、資料2に基づき説明があった。
  - （4）上記（3）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認を行い、原子力機構から了解した旨回答があった。
    - ケーブルダクト、電線管を用いた内部火災に対する系統分離が、現場でどのように適用されているのか図面等を用いて具体的に説明すること。

- (5) 原子力機構から、原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請（令和2年8月7日付け）に関し、JRR-3原子炉施設の新規制基準に係る説明の進め方について、資料3、資料4に基づき説明があった。
- (6) 上記(5)の説明に対し、原子力規制庁から今後確認のうえ、必要に応じて説明を求めていく旨を伝え、原子力機構から了解した旨回答があった。

## 6. 配付資料

### ・原子力機構からの配付資料

資料1 設工認その10に係る難燃シートを用いたケーブル分離について

資料2 設工認その13に係る内部火災に対する原子炉停止後30秒の冷却の確保について

資料3 JRR-3の運転再開に係る保安規定の手続きについて

資料4 JRR-3許可基準規則への対応と後段規制の関係